

第15 避難器具

1 防火対象物の用途及び階に適應する避難器具の種類（第15-1表参照）

第15-1表

防火対象物 \ 階	地階	2階	3階	4階 又は 5階	6階以上 ※11階以上の 階を除く
(1) 政令別表第1(6)項に掲げる防火対象物で、収容人員が20人（下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、10人）以上のもの	・避難はしご ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・救助袋 ・避難橋
(2) 政令別表第1(5)項に掲げる防火対象物で、収容人員が30人（下階に同表(1)項から(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項に掲げる防火対象物が存するものにあつては、10人）以上のもの (3) 政令別表第1(1)項から(4)項まで及び(7)項から(11)項までに掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの（主要構造部を耐火構造とした建築物の2階を除く。）	・避難はしご ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋
(4) 政令別表第1(12)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、収容人員が、150人（無窓階又は地階にあつては100人）以上のもの	・避難はしご ・避難用タラップ		・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋
(5) 政令別表第1に掲げる防火対象物のうち、避難階又は地上に直通する階段が2以上設けられていない階で、収容人員が10人以上のもの		注 ・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・滑り棒 ・避難ロープ ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋 ・避難用タラップ	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋	・滑り台 ・避難はしご ・救助袋 ・緩降機 ・避難橋

(注) 政令別表第1(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項イに掲げる防火対象物で(2)項及び(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するもの。

2 避難器具の設置方法等

避難器具の設置方法等は、次によること。

(1) 共通事項

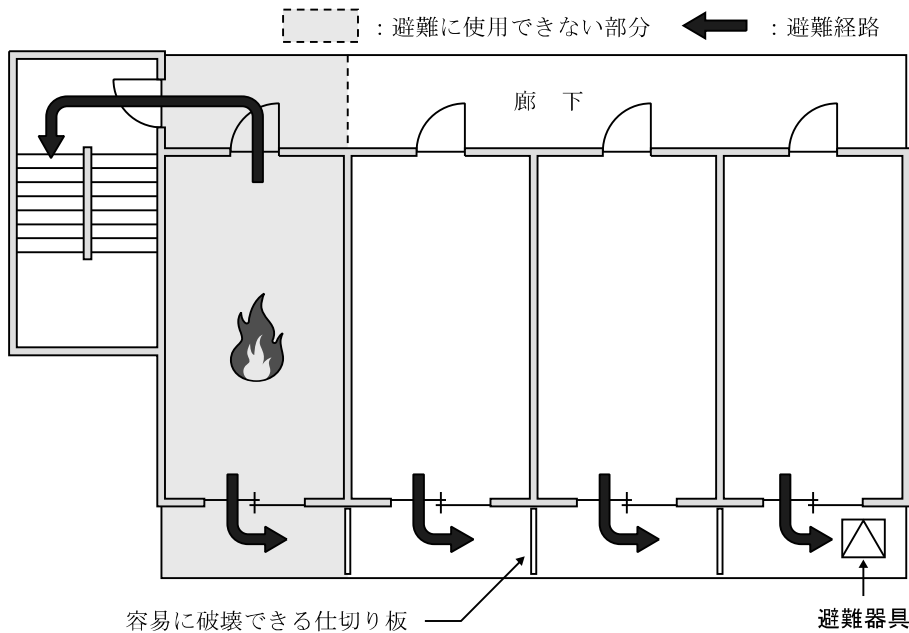
ア 政令第25条第2項第2号に規定する「避難に際して容易に接近することができ」とは、避難器具が設置された階の各部分から避難器具に至る経路が確保されており、当該経路に扉がある場合は、施錠装置がないこと。

ただし、サムターン錠、クレセント錠等の当該経路の内側から鍵を用いることなく容易に開錠できる構造の扉にあつてはこの限りでない。

イ 政令第25条第2項第2号に規定する「階段、避難口その他の避難施設から適当な距離」とは、階段、避難口その他の避難施設から適当な距離を隔てた位置に設け、火災時にすべての居室から、少なくとも一以上の避難経路を利用して避難できるよう考慮し、配置すること。(第15-1図参照)

ウ 屋内からバルコニー等に設けられた避難器具に至る扉については、幅75cm以上、高さ180cm以上、下端の床面からの高さは15cm以下とすること。

ただし、避難上支障がない場合はこの限りではない。



第15-1図

エ 避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な避難通路を設けること。

ただし、周囲の状況から避難上安全と認められる場合にあつては、「避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目」(平成8年4月消防庁告示第2号。以下この項において「告示」という。)第3第1号(1)ト、(2)ト、第2号から第6号まで及び第8号に規定する幅員未満とすることができる。

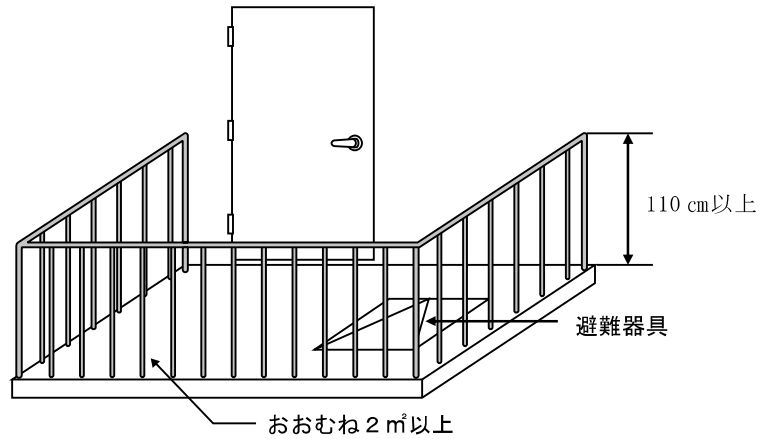
オ 地階に設ける避難器具は、原則として、固定式の避難はしご又は避難用タラップとし、ドライエリア又は告示第2第9号に規定する避難器具専用室(以下この項において「避難器具専用室」という。)に設けること。

ただし避難上安全な避難経路が確保される場合にはこの限りでない。

カ 避難器具専用室は、地階以外にも設置できるものとする。

(2) 特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具

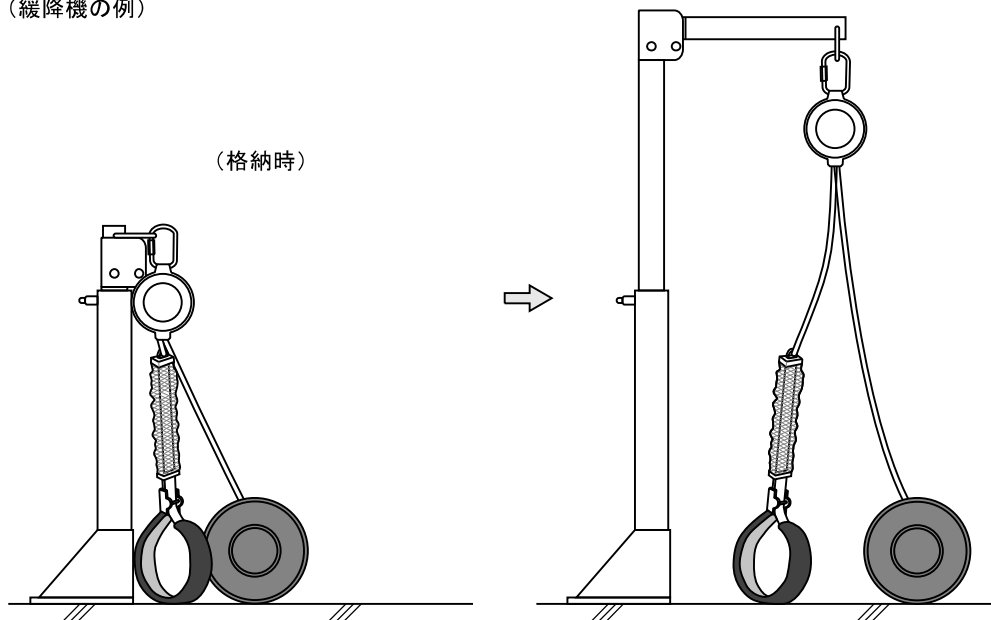
ア 省令第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは、おおむね2㎡以上の床面積を有し、かつ、手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー、同一フロアの屋上その他これらに準じるものであること。(第15-2図参照)



第15-2図

イ 省令第27条第1項第1号ロに規定する「常時、容易かつ確実に使用できる状態」とは、避難はしご(固定はしごに限る。)、避難用タラップ(固定式に限る。)、すべり台、すべり棒又は緩降機等を常時、組み立てられた状態で設置する等、避難器具が常時、使用できる状態で設置された場合をいうこと。(第15-3図参照)

(緩降機の例)

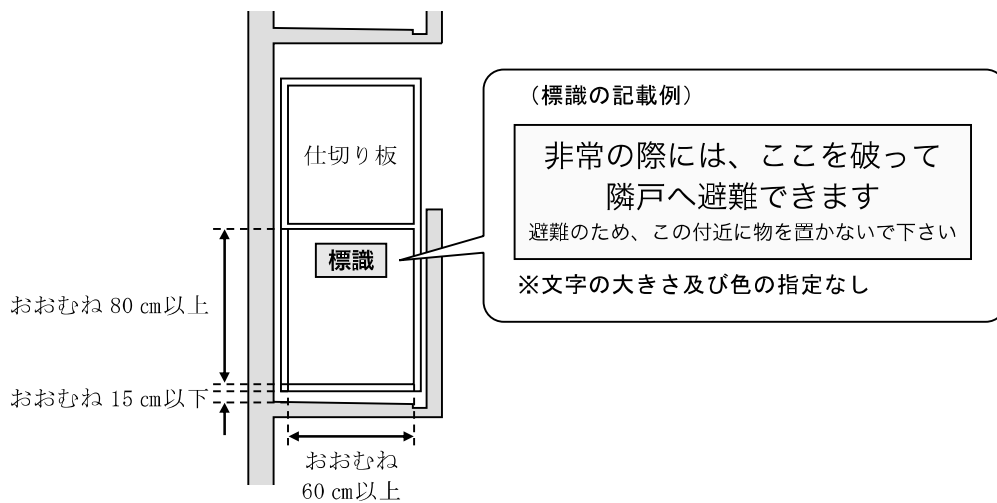


第15-3図

(3) 避難はしご

告示第3第1号に規定する避難はしごの設置方法等は、次によること。

- ア 取付部が転落のおそれのある場合は、高さ 110 cm 以上の手すりを設ける等転落防止の措置を講じたものであること。
- イ 避難空地は、同一敷地内とすること。
- ウ 避難空地には、植栽を設けないこと。
- エ 避難空地には、避難空地を示すペイントを施すこと。
- オ 共同住宅等の直接外気に開放されたバルコニー等に破壊可能な仕切り板が設けられている場合には、その両面に隣接区画に避難できる旨の標識を設けること。(第 15-4 図参照)



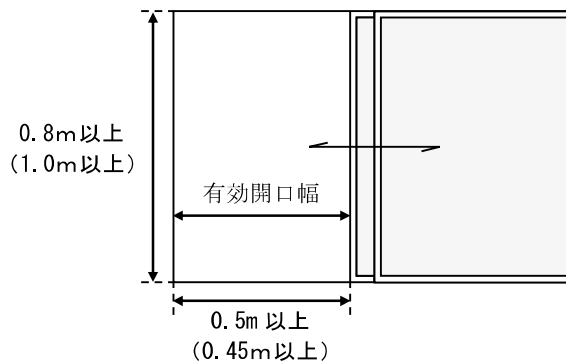
第 15-4 図

カ つり下げ式の避難はしご (第 15-11 図参照)

つり下げ式の避難はしごは、次によること。

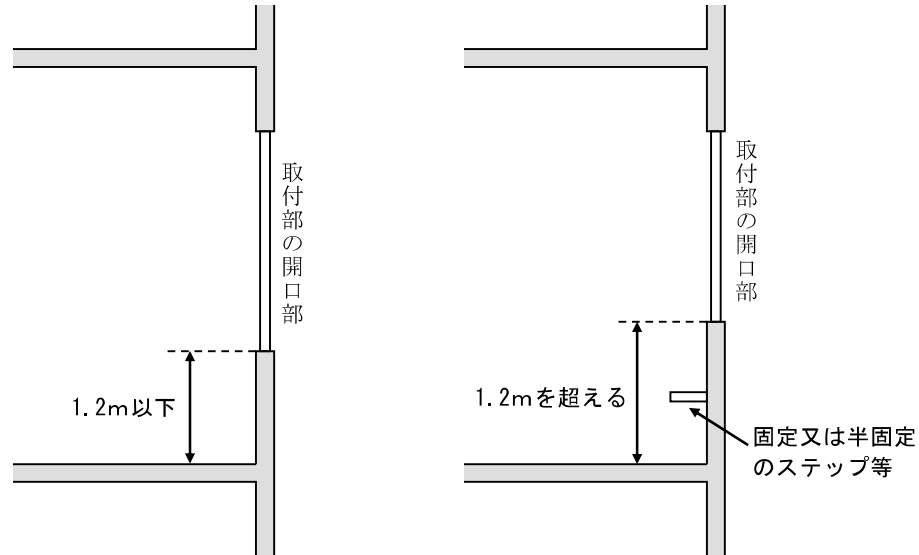
- (ア) 設置は、原則 2 階までとすること。
- (イ) 取付部の開口部の大きさは、当該開口部を壁面の部分に設ける場合にあっては高さが 0.8 m 以上幅が 0.5 m 以上又は高さが 1 m 以上幅が 0.45 m 以上、床面の部分に設ける場合にあっては直径 0.5 m 以上の円が内接することができるものであること。(告示第 3 第 1 号(1)イ関係)(第 15-5 図参照)

(取付部の開口部の大きさ)



第 15-5 図

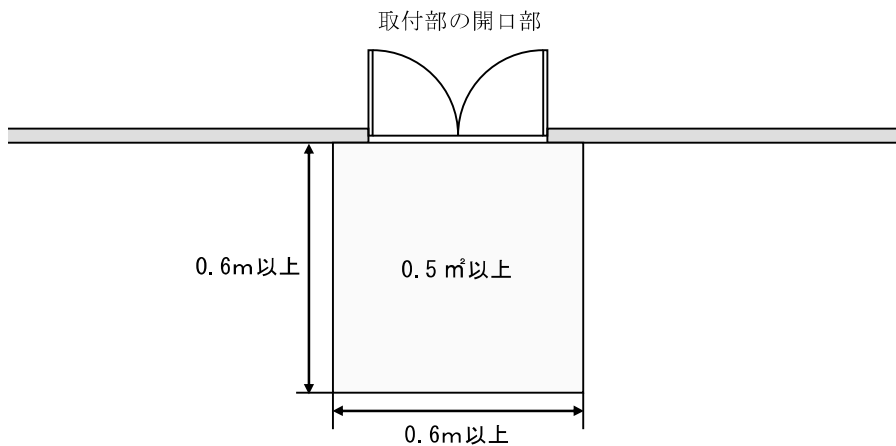
- (ウ) 壁面の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床面から1.2m以下の高さとする。ただし、開口部の部分に避難上支障のないように固定又は半固定のステップ等を設けた場合にあつては、この限りでない。(告示第3第1号(1)ロ関係)(第15-6図参照)



第15-6図

- (エ) 壁面の部分に設ける取付部の開口部に窓、扉等が設けられる場合にあつては、ストッパー等を設け、窓及び扉等が避難はしごの使用中に閉鎖しない措置を講ずること。ただし、避難はしごの操作及び降下に支障を生じるおそれのないものにあつては、この限りでない。(告示第3第1号(1)ハ関係)
- (ウ) 操作面積は、0.5㎡以上(当該器具の水平投影面積を除く。)で、かつ、一辺の長さはそれぞれ0.6m以上とし、当該避難はしごの操作に支障のないものであること。(告示第3第1号(1)ニ関係)(第15-7図参照)

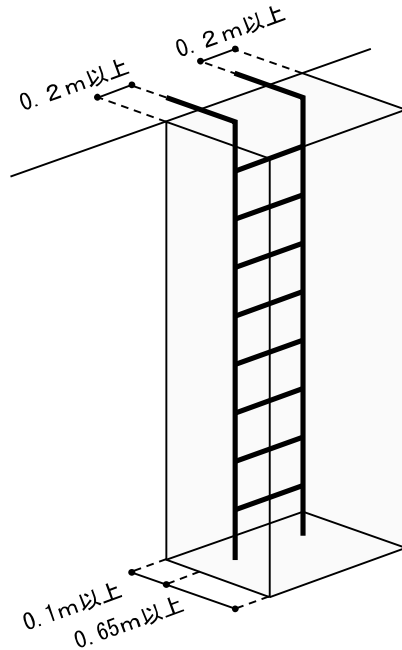
(操作面積)



第15-7図

- (カ) 降下空間は、縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横棧の端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上の角柱形の範囲とすること。（告示第3第1号(1)ホ関係）（第15-8図参照）

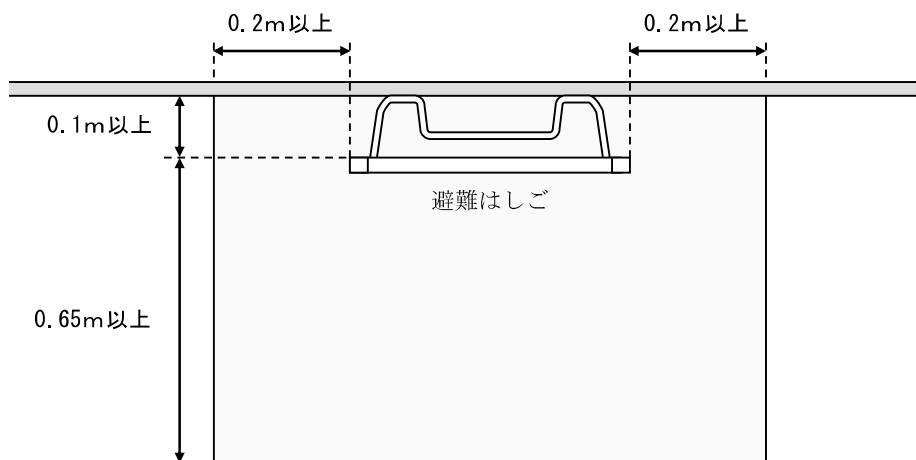
（降下空間）



第15-8図

- (キ) 避難はしごの最上部横さんと開口部の下端（開口部を床面に設けるものにあつては床面）との間隔は50cm以下とすること。
- (ク) 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。（告示第3第1号(1)へ関係）（第15-9図参照）

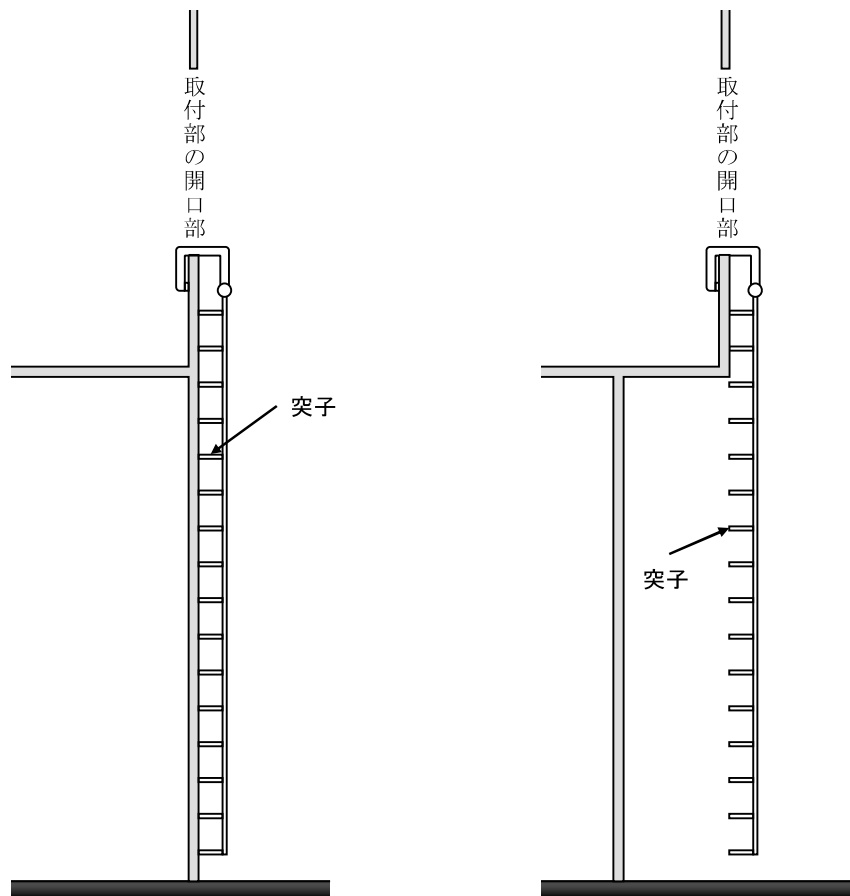
（避難空地）



第15-9図

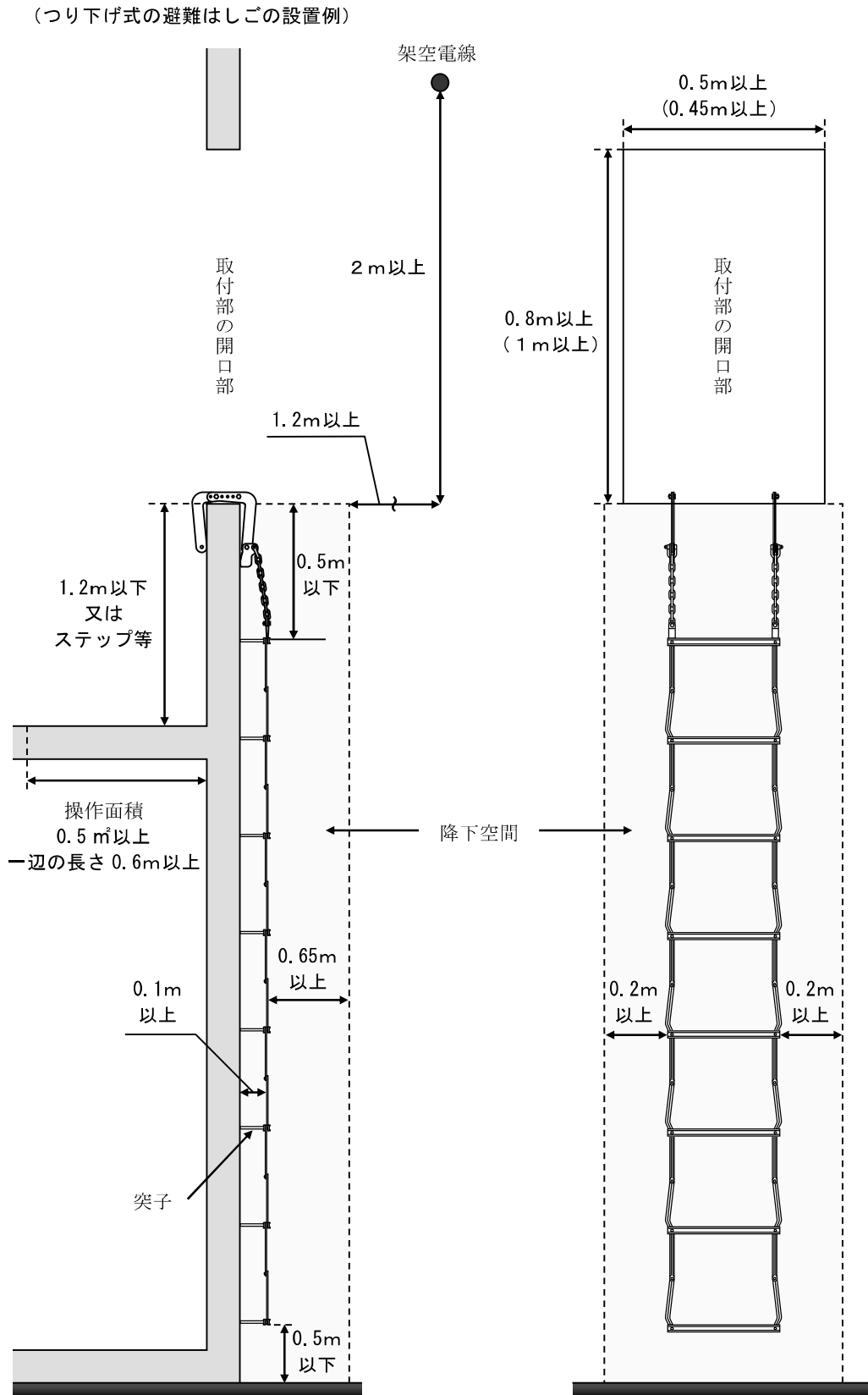
- (ケ) 避難空地には、当該避難空地の最大幅員（1 mを超えるものにあつては、1 mとすること。）以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路が設けられていること。（告示第3第1号(1)ト関係）
- (ク) つり下げた状態において突子が有効かつ安全に防火対象物の壁面等に接することができる位置に設けること。（第15-10図参照）
- ただし、使用の際、突子が壁面等に接しない場合であっても降下に支障を生じないものにあつては、この限りでない。（告示第3第1号(1)チ関係）

（壁面等に接していない例）



第15-10図

- (カ) 避難はしごを使用状態にした場合における当該避難はしごの最下部横棧（伸張した場合を含む。）から降着面等までの高さは、0.5m以下であること。（告示第3第1号(1)リ関係）
- (キ) 降下空間と架空電線との間隔は1.2m以上とするとともに、避難はしごの上端と架空電線との間隔は2m以上とすること。（告示第3第1号(1)ヌ関係）
- (ク) 避難はしごを地階に設ける場合は、固定式とし、ドライエリア（地階に相当する建築物の外壁に沿ったからぼりをいう。）の部分に設けること。
- ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあつては、この限りでない。（告示第3第1号(1)ル関係）
- (ケ) 金属製以外のものは、認定品とすること。



第 15-11 図

キ 避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしご（第 15-16 図参照）

避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごは、前カ(ウ)、(コ)及び(サ)によるほか、次によること。

(ア) 金属製避難はしごは、つり下げはしごであること。

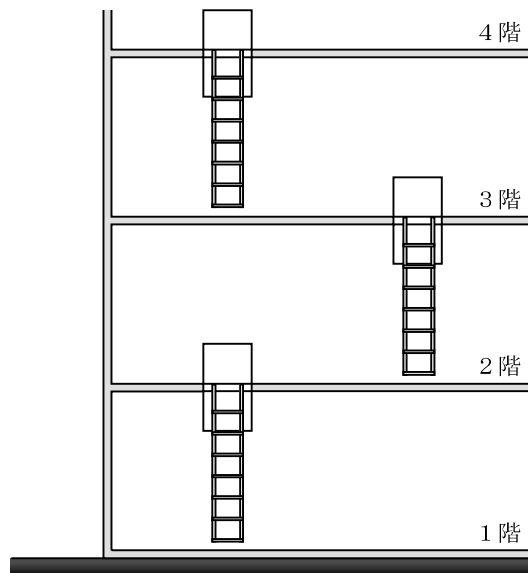
ただし、使用の際、突子が防火対象物の壁面等に接しない場合は、「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」（昭和 40 年 1 月自治省令第 3 号）第 2 条第 5 号に規定するハッチ用つり下げはしごであること。（告示第 3 第 1 号(2)イ関係）

(イ) 金属製避難はしごは、避難器具用ハッチに常時使用できる状態で格納すること。（告示第 3 第 1 号(2)ロ関係）

(ウ) 避難器具用ハッチは、手すりその他の転落防止のための措置を講じたバルコニー等外気に接する部分の床に設けること。

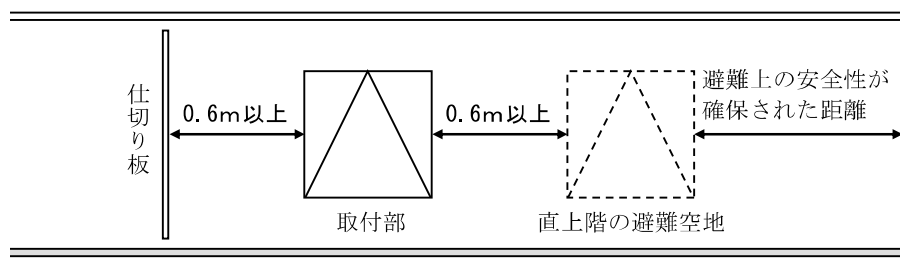
ただし、避難器具専用室内に設置する場合にあっては、この限りでない。（告示第 3 第 1 号(2)ハ関係）

(エ) 各階の避難器具用ハッチの降下口は、直下階の降下口と同一垂直線上にない位置であること。（告示第 3 第 1 号(2)ニ関係）（第 15-12 図参照）



第 15-12 図

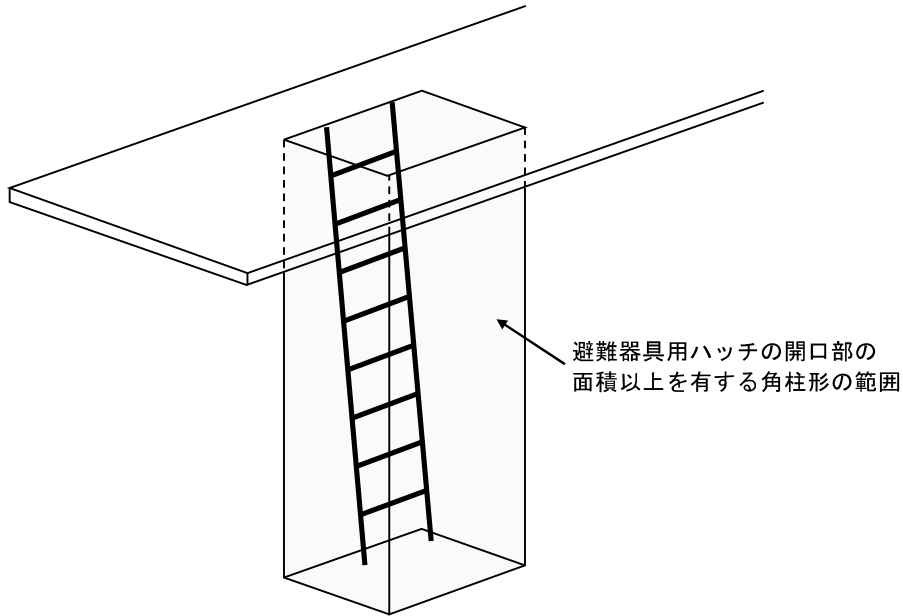
(カ) 仕切り板から 60 cm 以上の離隔をとること。また、避難器具用ハッチ間の離隔も同様とすること。（第 15-13 図参照）



第 15-13 図

- (カ) 防火対象物ごとに、はしご吊り元側を統一すること。
- (キ) 降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等まで当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上を有する角柱形の範囲とすること。(告示第3第1号(2)ホ関係)(第15-14図参照)

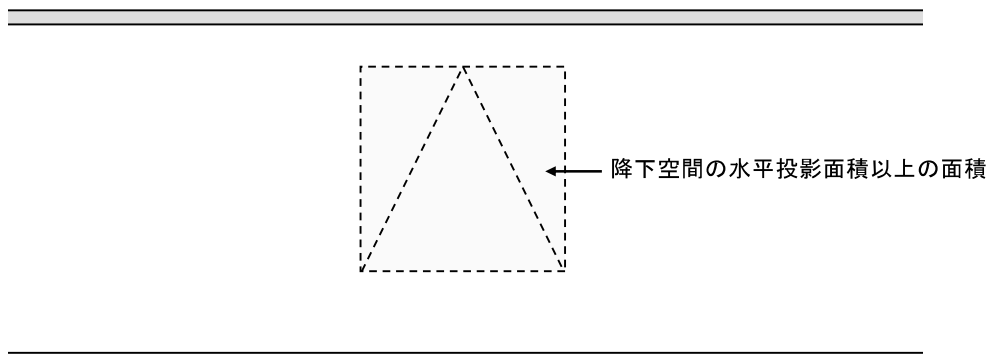
(降下空間)



第15-14図

- (ク) 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とし、避難上の安全性が確保されたものとする。 (告示第3第1号(2)へ関係)(第15-15図参照)

(避難空地)



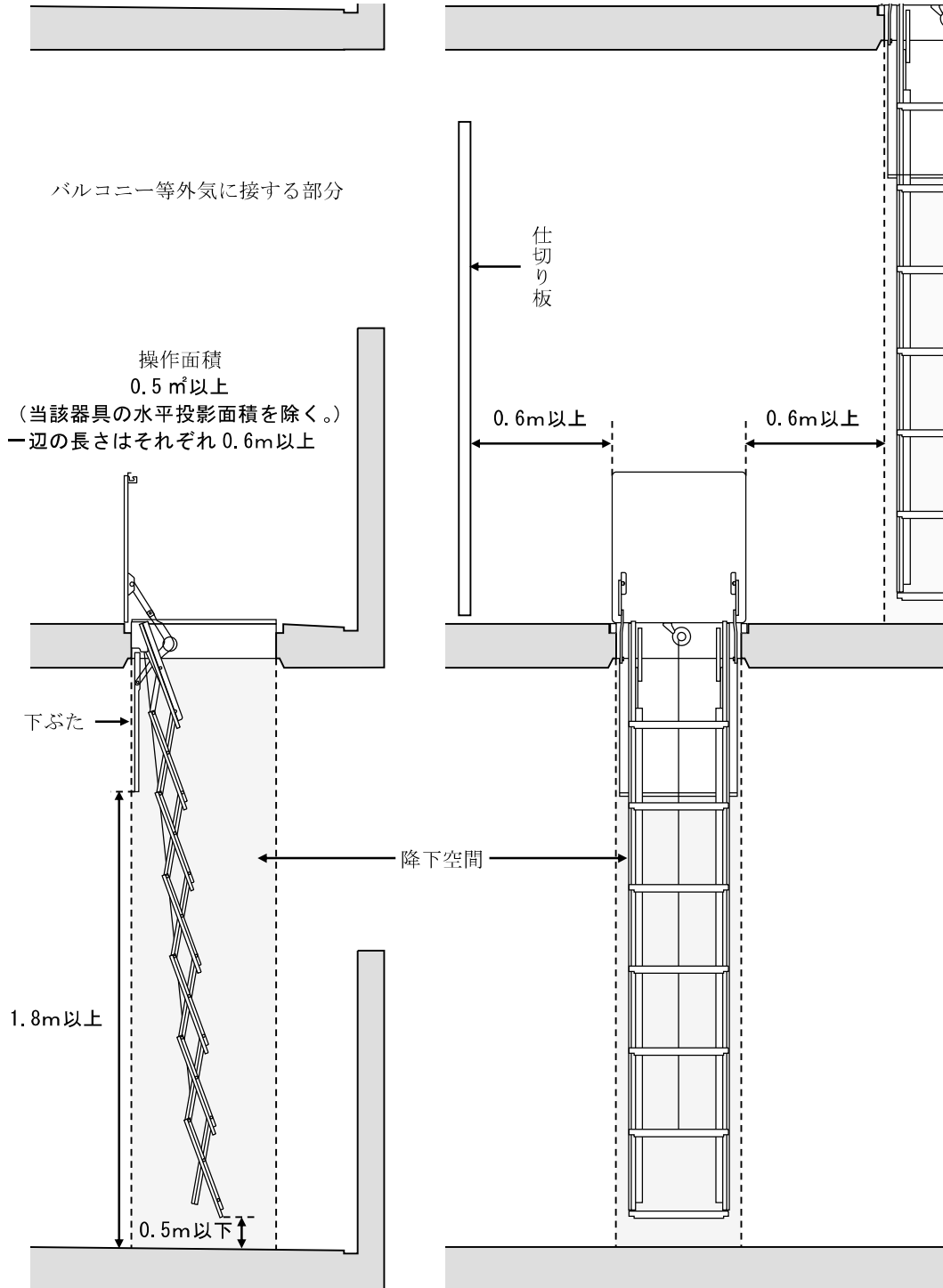
第15-15図

- (ケ) 避難階の避難空地には、当該避難空地の最大幅員(1mを超えるものにあつては、おおむね1mとすること。)以上で、かつ、避難上の安全性が確保されている避難通路を設けること。(告示第3第1号(2)ト関係)

(ロ) 下ぶたの下端は、避難器具用ハッチの下ぶたが開いた場合に、避難空地の床面上 1.8m 以上の位置であること。(告示第 3 第 1 号(2)チ関係)

(サ) 避難器具用ハッチは、認定品とすること。

(避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの設置例)



第 15-16 図

(4) 緩降機 (第 15-18 図参照)

告示第 3 第 2 号に規定する緩降機の設置方法等は、前(3)カ(イ)、(エ)、(オ)、(カ)、(ケ)及び(シ)によるほか、次によること。

ア 取付部が転落のおそれのある場合は、前(3)アによること。

イ 避難空地は、同一敷地内とすること。

ウ 避難空地には、植栽を設けないこと。

エ 壁の部分に設ける取付部の開口部の下端は、床から 1.2m 以下とすること。(告示第 3 第 2 号(1)関係)

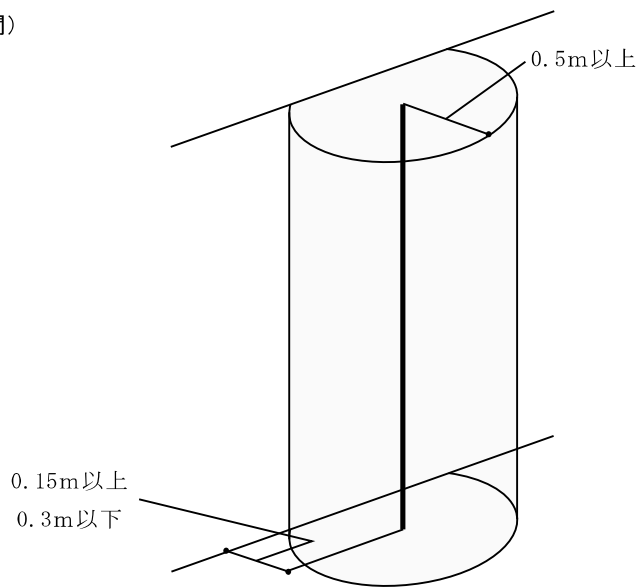
オ 床からの高さが 0.5m 以上の場合、有効に避難できるように固定又は半固定のステップ等を設けること。(告示第 3 第 2 号(2)関係)

カ 緩降機は、使用の際、壁面からロープの中心までの距離が 0.15m 以上 0.3m 以下となるように設けるとともに、降下空間は、当該緩降機を中心とした半径 0.5m の円柱形に包含される範囲以上確保されていること。(第 15-17 図参照)

なお、ここでいう「壁面」は、全く開口部を有しない壁面であることまで求めているものではないことから、バルコニー等の部分についても、壁面のない部分の状況が緩降機での降下に支障を生じないものと判断できる場合にあっては、壁面として取り扱って差し支えないものであること。

ただし、0.1m 以内で避難上支障のない場合若しくは 0.1m を超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設け、又は降下空間及び避難空地を他の緩降機と共用する場合にあっては、器具相互の中心を 0.5m まで近接させることができること。(告示第 3 第 2 号(3)関係)

(降下空間)

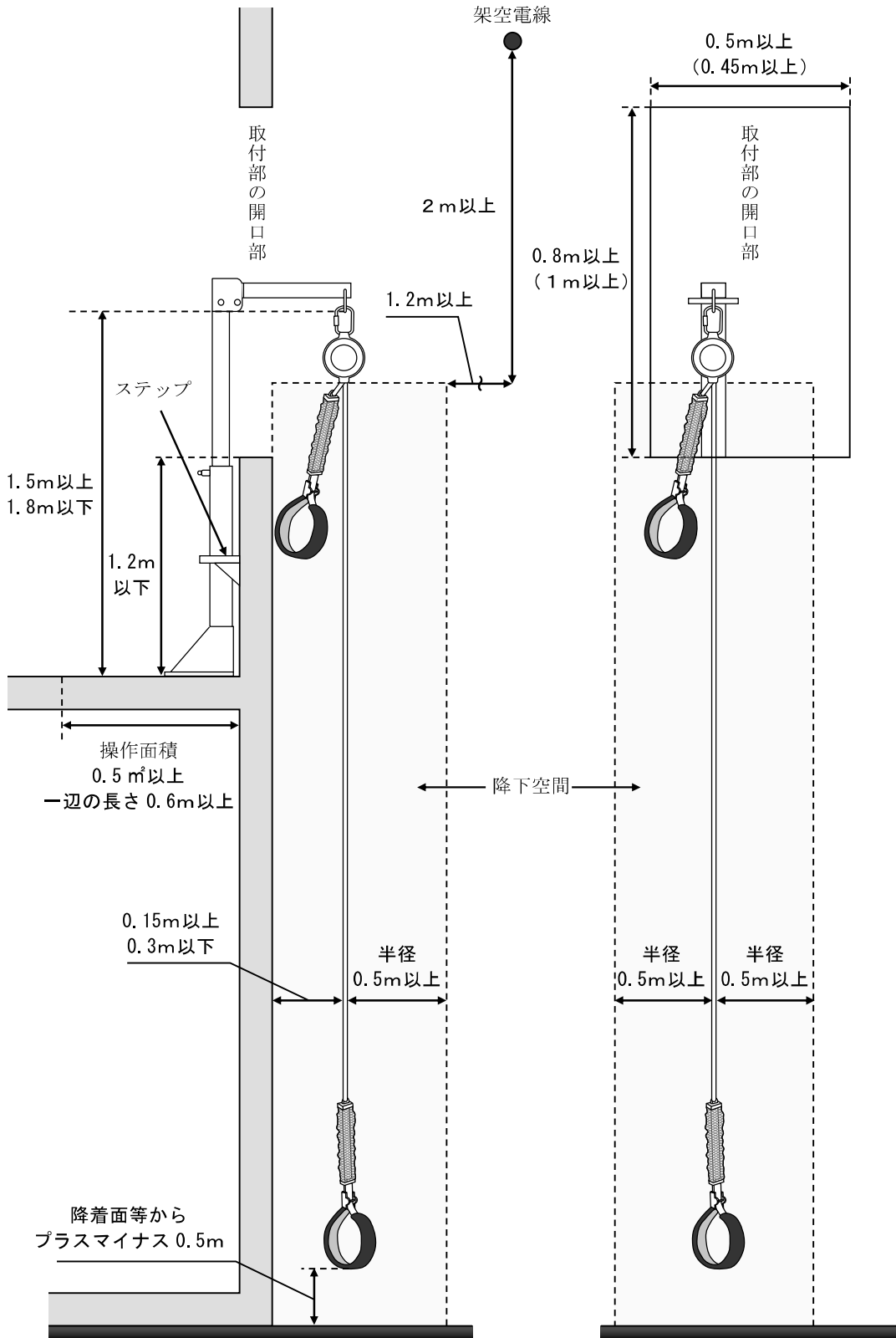


第 15-17 図

キ 緩降機をつり下げるフックの取付位置は、床面から 1.5m 以上 1.8m 以下の高さとする。 (告示第 3 第 2 号(4)関係)

ク 緩降機のロープの長さは、取付位置に器具を設置したとき、降着面等へ降ろした着用具の下端が降着面等からプラスマイナス 0.5m の範囲となるように設定すること。(告示第 3 第 2 号(5)関係)

(緩降機の設置例)



第 15-18 図

(5) 救助袋

告示第3第3号に規定する救助袋（避難器具用ハッチに格納した救助袋を除く。）の設置方法等は、前(3)カ(ウ)、(エ)、(ケ)及び(シ)によるほか、次により、避難器具用ハッチに格納した救助袋にあつては、前(3)カ(オ)及び(サ)並びにキ(イ)から(サ)までによるほか、次によること。

ア 取付部が転落のおそれのある場合は、前(3)アによること。

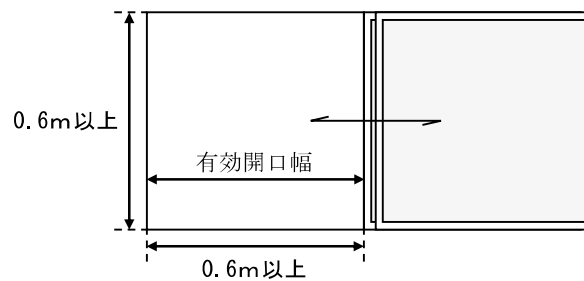
イ 避難空地は同一敷地内とすること。

ウ 避難空地には植栽を設けないこと。

エ 斜降式の救助袋は、次によること。

(ア) 取付部の開口部の大きさは、高さ及び幅がそれぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認することができるものであること。（告示第3第3号(1)イ関係）（第15-19図参照）

（取付部の開口部の大きさ）



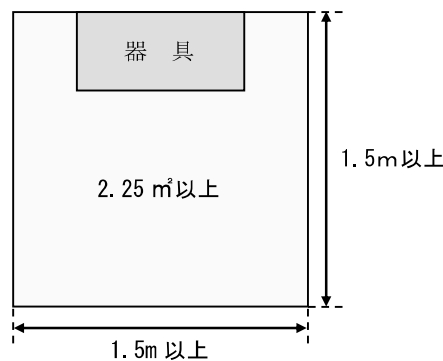
使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等（当該開口部を含む。）から確認することができるもの

第15-19図

(イ) 操作面積は、救助袋の設置部分を含み、幅1.5m以上、奥行1.5m以上とすること。

ただし、操作に支障のない範囲内で形状を変えることができるものとし、この場合の操作面積は、2.25㎡以上とすること。（告示第3第3号(1)ロ関係）（第15-20図参照）

（操作面積）

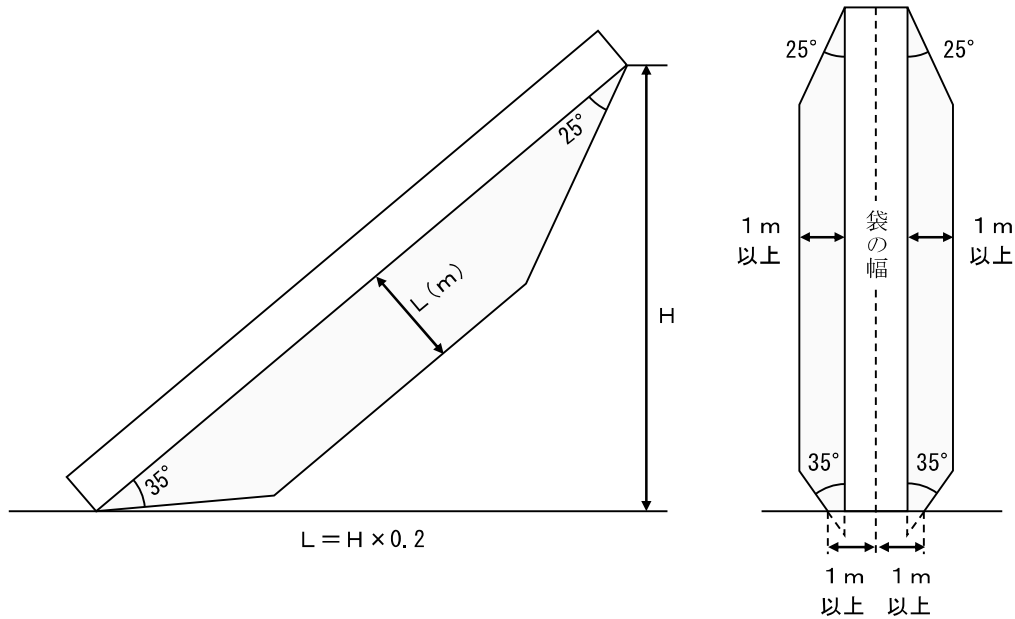


第15-20図

(ウ) 降下空間は、救助袋の下方及び側面の方向に対し、上部にあつては 25°、下部にあつては 35° の範囲内であること。(第 15-21 図参照)

ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔(最上部を除く。)は、0.3m(ひさし等の突起物のある場合にあつては突起物の先端から 0.5m(突起物が入口金具から下方 3m 以内の場合にあつては 0.3m)) 以上とすることができる。(告示第 3 第 3 号(1)ハ関係)

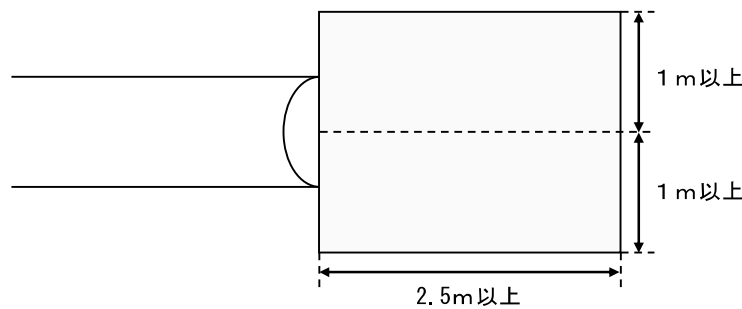
(降下空間)



第 15-21 図

(エ) 避難空地は、展張した袋本体の下端から前方 2.5m 及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ 1m 以上の幅とすること。(告示第 3 第 3 号(1)ニ関係)(第 15-22 図参照)

(避難空地)



第 15-22 図

(カ) 下部支持装置を結合するための固定環が設けられていること。(告示第 3 第 3 号(1)ホ関係)

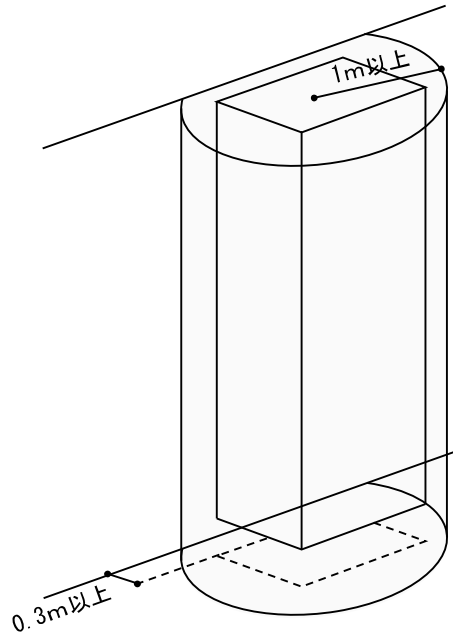
(キ) 袋本体の下部出口部と降着面等からの高さは、無荷重の状態において 0.5m 以下であること。(告示第 3 第 3 号(1)ヘ関係)

オ 垂直式の救助袋は、前エ(ア)及び(イ)によるほか、次によること。

(ア) 降下空間は、当該器具の中心から半径1m以上の円柱形の範囲とすること。(第15-23図参照)

ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m(ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m(突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m))以上とすることができること。(告示第3第3号(2)イ関係)

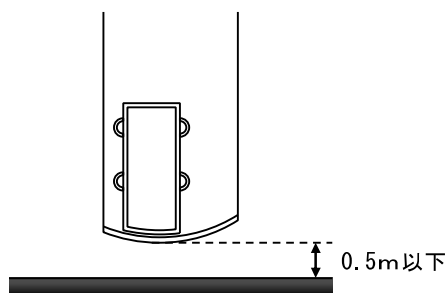
(降下空間)



第15-23図

(イ) 避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積とすること。(告示第3第3号(2)ロ関係)

(ウ) 袋本体の下部出口部と降着面等との間隔は、無荷重の状態において0.5m以下であること。(告示第3第3号(2)ハ関係)(第15-24図参照)



第15-24図

(エ) 降下空間及び避難空地を共用して避難器具を設ける場合は、器具相互の外面を1mまで接近させることができる。(告示第3第3号(2)ニ関係)

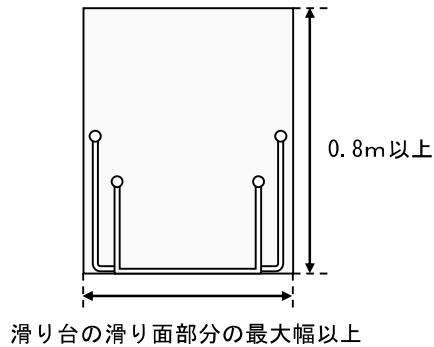
カ 救助袋は、認定品とすること。

(6) 滑り台 (第 15-28 図参照)

告示第 3 第 4 号に規定する滑り台の設置方法等は、前(3)カ(ウ)、(エ)、(ク)及び(シ)によるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさは、高さは 0.8m 以上であり、かつ、幅は滑り台の滑り面部分の最大幅以上であること。(告示第 3 第 4 号(1)関係) (第 15-25 図参照)

(取付部の開口部の大きさ)



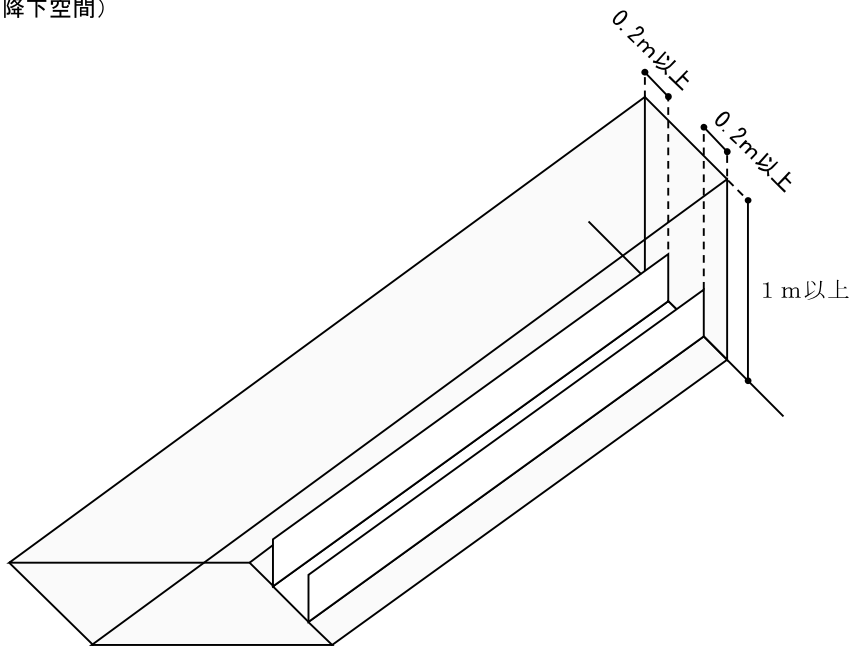
第 15-25 図

イ 滑り台の設置されている階の部分から当該滑り台に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。(告示第 3 第 4 号(2)関係)

ウ 操作面積は、滑り台を使用するのに必要な広さであること。(告示第 3 第 4 号(3)関係)

エ 降下空間は、滑り台の滑り面から上方に 1m 以上及び滑り台の両端からそれぞれ外方向に 0.2 m 以上の範囲内であること。(告示第 3 第 4 号(4)関係) (第 15-26 図参照)

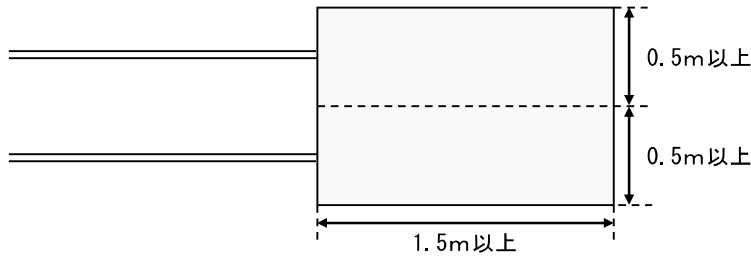
(降下空間)



第 15-26 図

オ 避難空地は、滑り台の下部先端から前方 1.5m 以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5 m 以上とすること。(告示第 3 第 4 号(5)関係)(第 15-27 図参照)

(避難空地)



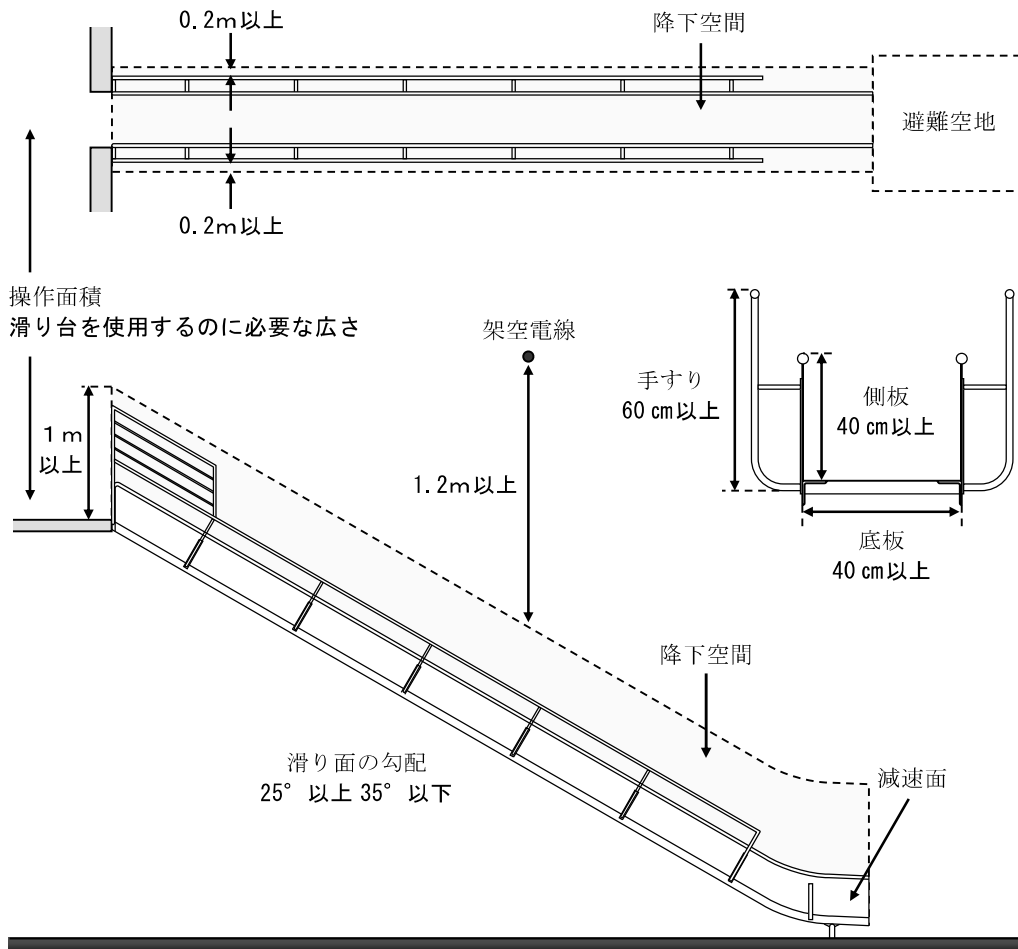
第 15-27 図

カ 避難空地は、同一敷地内とすること。

キ 滑り台は、原則として認定品とすること。

ク 避難空地には、砂、緩衝材等を用いること。

(滑り台の設置例)



第 15-28 図

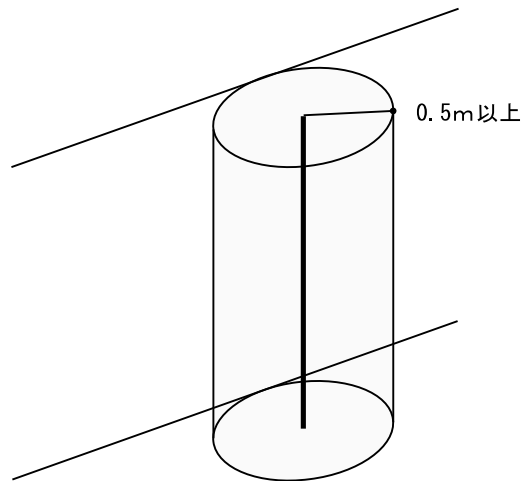
(7) 滑り棒

告示第3第5号に規定する滑り棒の設置方法等は、前(3)カ(イ)から(ウ)まで、(ケ)及び(シ)によるほか、次によること。

ア 安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とすること。

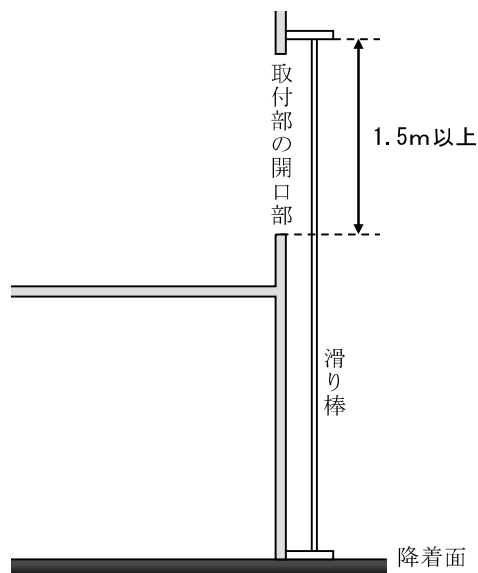
イ 降下空間は、滑り棒を中心とした半径 0.5mの円柱形の範囲とすること。(告示第3第5号(1)関係)(第15-29図参照)

(降下空間)



第15-29図

ウ 滑り棒は、取付部の開口部の下端から1.5m以上の高さから降着面等まで設置すること。(告示第3第5号(2)関係)(第15-30図参照)



第15-30図

エ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。(告示第3第5号(3)関係)

(8) 避難ロープ

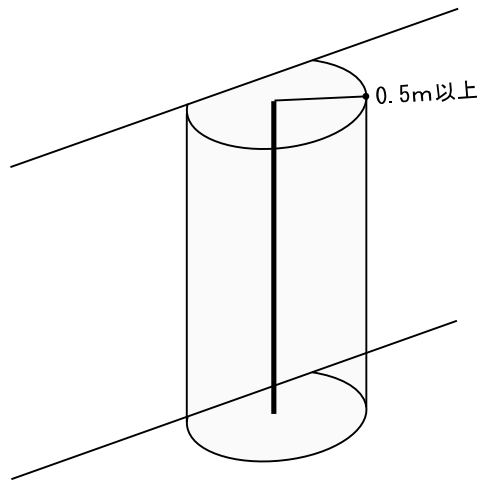
告示第3第6号に規定する避難ロープの設置方法等は、前(3)カ(イ)から(ウ)まで、(ケ)、(サ)及び(シ)によるほか、次によること。

ア 安全、確実かつ容易に使用される構造のものであることを原則とすること。

イ 降下空間は、避難ロープを中心とした半径0.5mの円柱形の範囲とすること。(第15-31図参照)

ただし、壁面に沿って降下する場合の壁面側に対しては、この限りでない。(告示第3第6号(1)関係)

(降下空間)



第15-31図

ウ 避難空地は、避難上支障のない広さとすること。(告示第3第6号(2)関係)

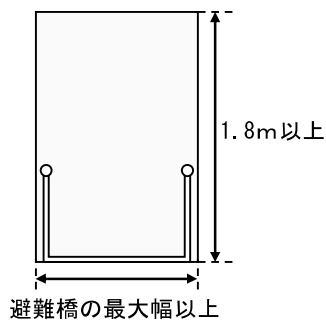
エ 避難ロープは、認定品とすること。

(9) 避難橋

告示第3第7号に規定する避難橋の設置方法等は、前(3)カ(シ)によるほか、次によること。

ア 取付部の開口部の大きさは、高さ1.8m以上であり、かつ、幅は避難橋の最大幅以上とすること。(告示第3第7号(1)関係) (第15-32図参照)

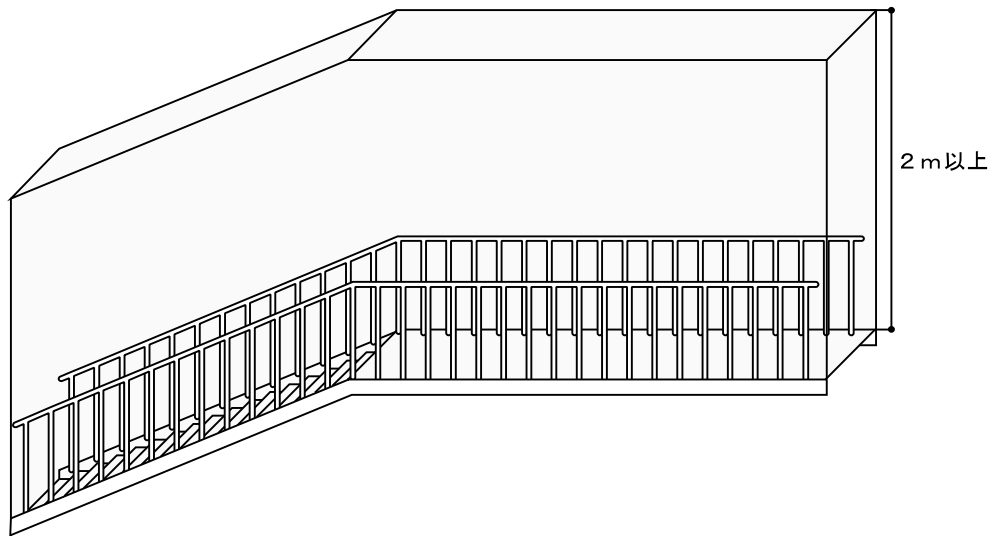
(取付部の開口部の大きさ)



第15-32図

- イ 避難橋の設置されている階の部分から当該避難橋に至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。(告示第3第7号(2)関係)
- ウ 操作面積は、避難橋を使用するのに必要な広さであること。(告示第3第7号(3)関係)
- エ 降下空間は、避難橋の踏面から上方2m以上及び避難橋の最大幅以上であること。(告示第3第7号(4)関係)(第15-33図参照)

(降下空間)



第15-33図

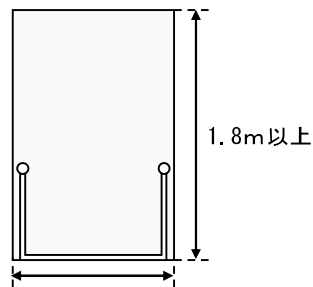
- オ 避難空地は、避難上支障のない広さとする事。(告示第3第7号(5)関係)
- カ 避難空地に設ける避難通路は、有効な経路で広場、道路等に通じていること。(告示第3第7号(6)関係)
- キ 公共用道路上空以外に設ける避難橋
 - (ア) 避難橋の幅は、60cm以上とすること。
 - (イ) アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃性の材料で被覆すること。
ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。
 - (ウ) 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設けておくこと。
 - (エ) 避難橋を設置する建築物の部分については、構造耐力上の安全を確認すること。
 - (オ) 避難橋付近の適宜な場所(橋の両端について)には、懐中電灯、ロープ等を収納した箱等を設けておくこと。
- ク 公共用道路上空に設ける避難橋
 - (ア) 転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。
ただし、関係法令による許可を得たものにあつては、この限りでない。
 - (イ) 移動式の避難橋は、その一端をヒンジ、ブラケット等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。

(10) 避難用タラップ

告示第3第8号に規定する避難用タラップの設置方法等は、前(3)ア、カ(ケ)、(シ)、(ス)及びキ(コ)によるほか、次によること。

ア 取付部が転落のおそれのある場合は、前(3)アによること。

イ 取付部の開口部の大きさは、高さ 1.8m以上であり、かつ、幅は避難用タラップの最大幅以上であること。(告示第3第8号(1)関係)(第15-34図参照)



避難用タラップの最大幅以上

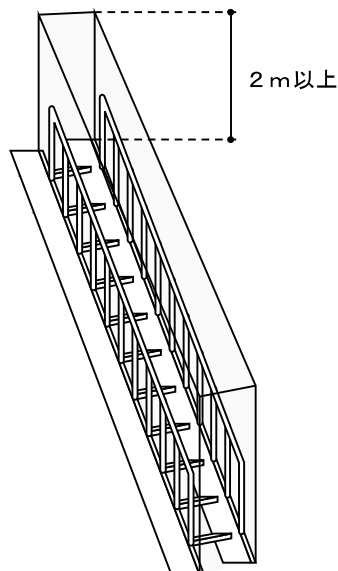
第15-34図

ウ 避難用タラップの設置されている階の部分から当該避難用タラップに至るまでの間に段差がある場合は、階段、スロープ等を設けること。(告示第3第8号(2)関係)

エ 操作面積は、避難用タラップを使用するに必要な広さであること。(告示第3第8号(3)関係)

オ 降下空間は、避難用タラップの踏面から上方2m以上及び避難用タラップの最大幅以上であること。(告示第3第8号(4)関係)(第15-35図参照)

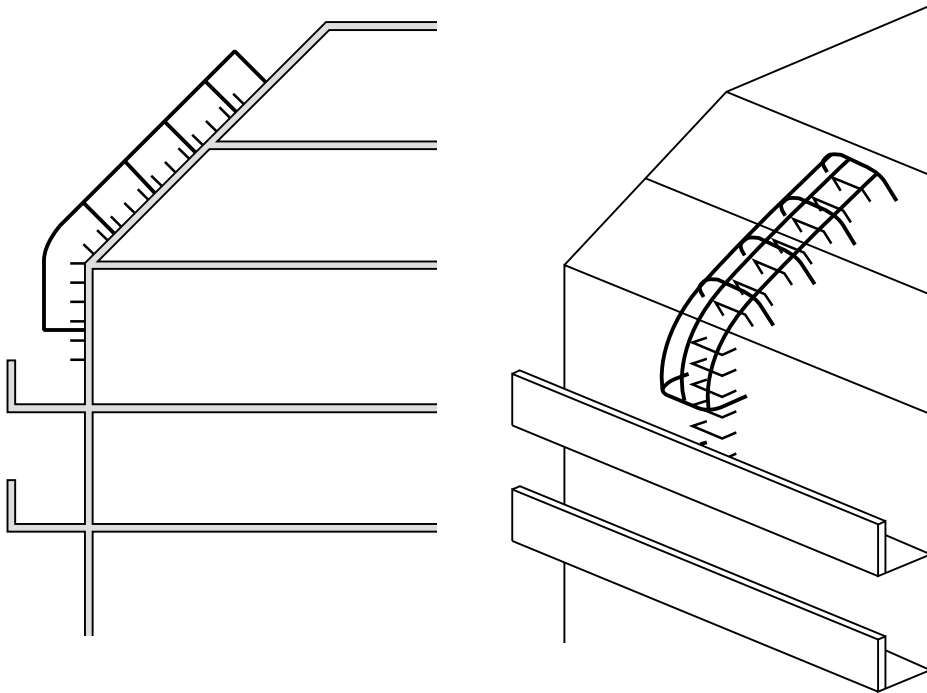
(降下空間)



第15-35図

カ 避難空地は、避難上支障のない広さとする。こと。(告示第3第8号(5)関係)

- 3 防火対象物がセットバックし、通常の避難器具の取付けが困難である場合は、第 15-36 図により設置することができること。



(注) 避難器具を使用する際に転落するおそれのある場合は、降下空間外に転落防止柵を設ける等の安全対策を講じること。

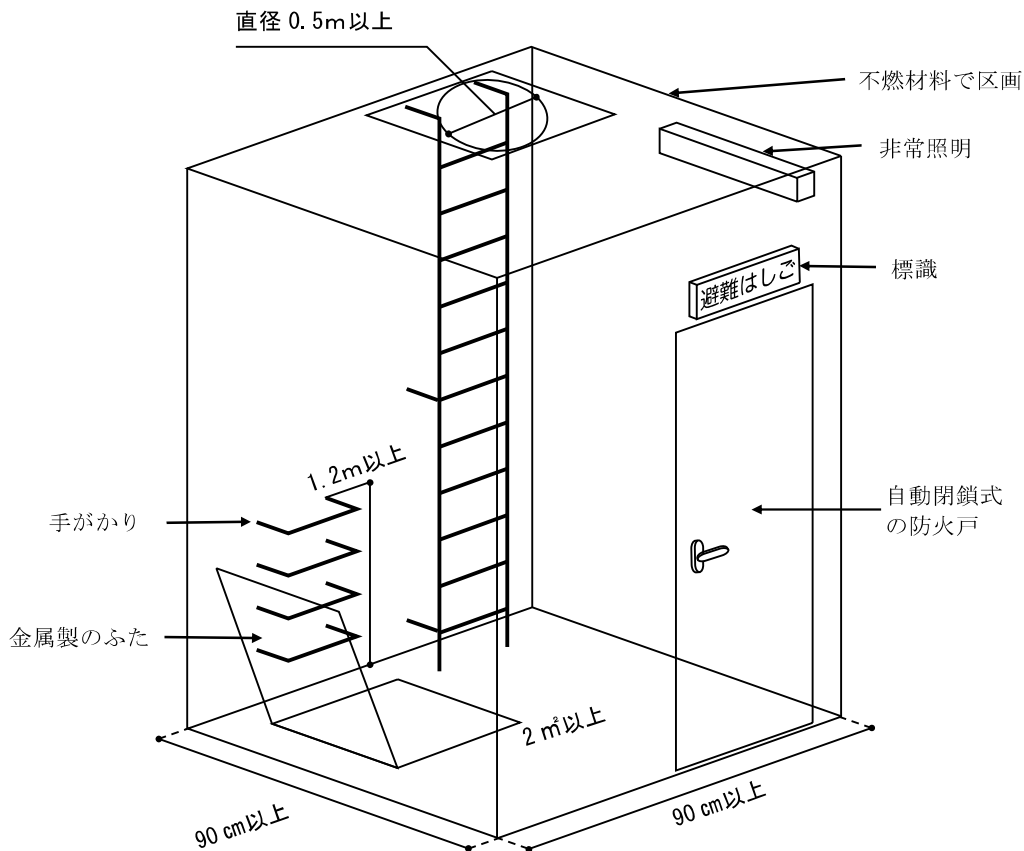
第 15-36 図

4 避難器具専用室 (第 15-37 図参照)

告示第 4 に規定する避難器具専用室は、次によること。

- (1) 不燃材料 (ガラスを用いる場合は、網入りガラス又はこれと同等以上の防火性能を有するものに限る。) で区画されていること。
ただし、建基令第 112 条の規定による防火区画されている場合にあつては、当該規定によること。
(告示第 4 第 1 号関係)
- (2) 告示第 4 第 2 号に規定する「避難に際し支障のない広さ」とは、一辺の長さがおおむね 90 cm 以上で、かつ、2 m²以上の広さとする。
- (3) 避難器具専用室は、避難器具の使用の確認及び操作等が安全に、かつ、円滑に行うことができる明るさを確保するよう非常照明を設置すること。(告示第 4 第 3 号関係)
なお、非常照明は、建基令第 5 章第 4 節に規定されるものをいうものであり、配線方式、非常電源等を含め、当該建築基準法令の技術基準に適合していること。
- (4) 避難器具専用室の入口には、随時開けることができ、かつ、自動的に閉鎖することのできる高さ 1.8m 以上、幅 0.75m 以上の防火戸 (建基法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものに限る。) を設けること。(告示第 4 第 4 号関係)

- (5) 避難階に設ける上昇口は、直接建築物の外部に出られる部分に設けること。
ただし、建築物内部に設ける場合にあっては、避難器具専用室を設け、避難上安全な避難通路を外部に避難できる位置に設けること。(告示第4第5号関係)
- (6) 上昇口の大きさ(器具を取り付けた状態での有効寸法をいう。)は、直径0.5m以上の円が内接することができる大きさ以上であること。(告示第4第6号関係)
- (7) 上昇口には、金属製のふたを設けること。
ただし、上昇口の上部が避難器具専用室である場合は、この限りでない。(告示第4第7号関係)
- (8) 上昇口の上部に、避難を容易にするための手がかり等を床面からの距離が1.2m以上になるように設けること。
ただし、直接建築物の外部に出られる場合はこの限りでない。(告示第4第8号関係)
- (9) 上昇口のふたは、容易に開けることができるものとし、蝶番等を用いた片開き式のふたにあっては、おおむね180°開くものを除き、取付面と90°度以上の角度でふたが固定でき、かつ、何らかの操作をしなければ閉鎖しないものであること。(告示第4第9号関係)
- (10) 上昇口のふたの上部には、ふたの開放に支障となる物件が放置されることのないよう囲いを設ける等の措置を講ずること。(告示第4第10号関係)



第15-37図

5 避難器具の設置の表示

避難器具の設置の表示は、省令第27条第1項第3号及び告示第5に規定するほか、次によること。

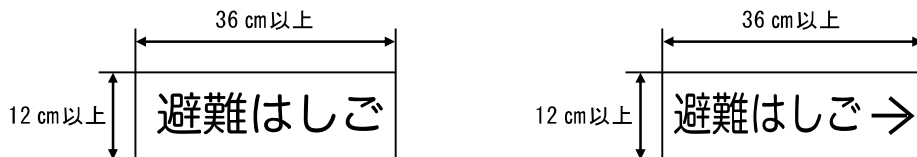
- (1) 省令第27条第1項第3号ロに規定する標識は、15-2表によること。
- (2) 省令第27条第1項第3号イに規定する避難器具設置等場所であることが容易に識別できるような措置とは、当該部分に告示第5に規定する「避難器具の位置を示す標識」を設けることで足りるものであるが、避難器具設置等場所であることが容易に識別できる措置であればこれ以外の方法によることもできるものであること。
- (3) 省令第27条第1項第3号ハに避難器具設置等場所を明示した標識は、平面図に避難器具設置等場所及びその経路が明示されているものを指し、様式等（大きさ、材質等）は問わないものであること。

第15-2表

種類	設置場所	大きさ	色	表示方法
設置位置を表示する標識	避難器具、又は避難器具直近の見やすい位置	縦：12 cm以上 横：36 cm以上	白地に黒文字（避難器具である旨、容易に判別できる場合は他の色をもってかえることができる）	文字「避難器具」 文字の大きさ5 cm ²
使用方法を表示する標識		縦：30 cm以上 横：60 cm以上		使用方法をわかりやすく表示する文字の大きさ1 cm ² 以上
設置位置まで誘導する標識	設置位置に至る廊下、通路及び室の入り口等	縦：12 cm以上 横：36 cm以上		文字「避難器具」 文字の大きさ5 cm ²

- (注) 1 設置位置を表示する標識及び設置位置まで誘導する標識の表示方法のうち、避難ロープ、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもってかえることができる。
(第15-38図参照)
- 2 灯火とする場合は、常時点灯の予備電源内蔵式とすること。

(避難はしごの標識の例)



第15-38図

6 取付方法

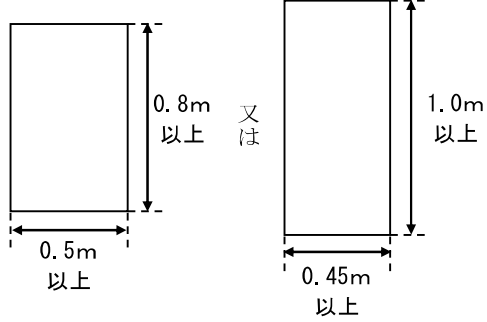
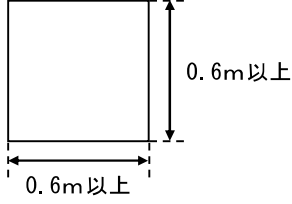
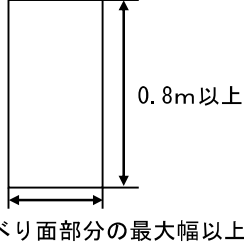
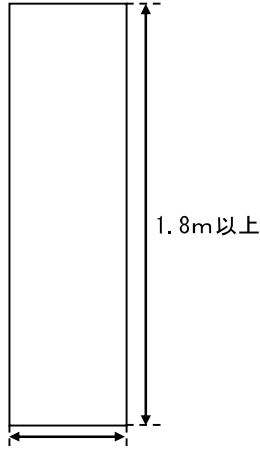
避難器具の取付方法は、告示第8に規定するほか、避難器具を取り付ける固定部には、一定の強度が求められることから木造部分への取り付けを避けたり、取付け具を固定するには、一定の強度を有

する金属拡張アンカーで施工する必要がある等、避難器具を取り付ける固定部の強度、取付け具の構造及び強度、取付け具を固定する場合の工法等について留意すること。

- 7** 各避難器具の取り付け部、操作面積、降下空間及び避難空地は、第 15－3 表から第 15－6 表までによること。

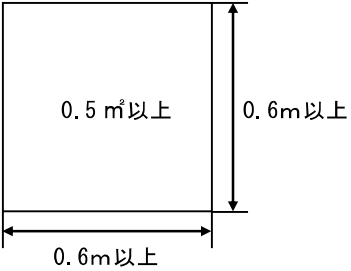
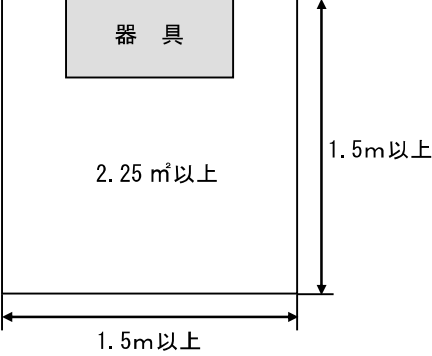
第 15-3 表

取付け部の開口部の大きさ

避難器具の種類	取付け部の開口部の大きさ	
<p>○避難はしご</p> <p>○緩降機</p> <p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)</p> <p>○滑り棒</p> <p>○避難ロープ</p>	<p>(壁面の部分に設ける場合)</p> <p>高さ：0.8m以上 幅：0.5m以上</p> <p>又は</p> <p>高さ：1m以上 幅：0.45m以上</p> <p>(床面の部分に設ける場合)</p> <p>直径0.5m以上の円が内接できるものであること。</p>	
<p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>高さ及び幅が、それぞれ0.6m以上で、入口金具を容易に操作できる大きさであり、かつ、使用の際、袋の展張状態を近くの開口部等(当該開口部を含む。)から確認できるものであること。</p>	
<p>○滑り台</p>	<p>高さ：0.8m以上 幅：滑り台のすべり面部分の最大幅以上</p>	
<p>○避難橋</p> <p>○避難用タラップ</p>	<p>高さ：1.8m以上 幅：避難橋又は避難用タラップの最大幅以上</p>	

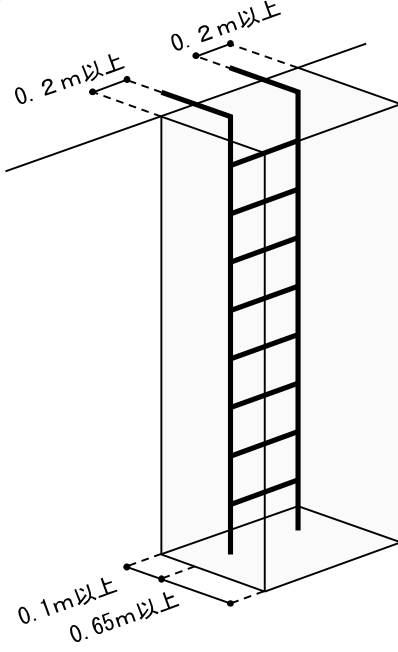
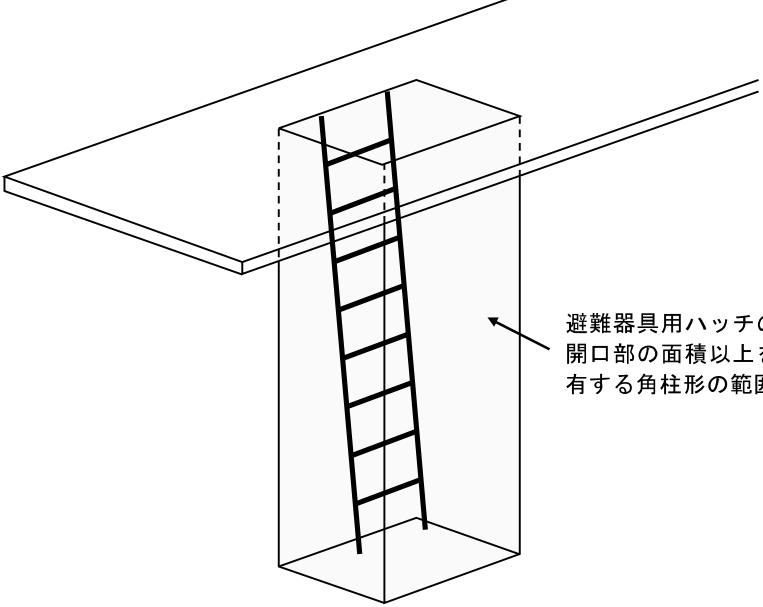
第15-4表

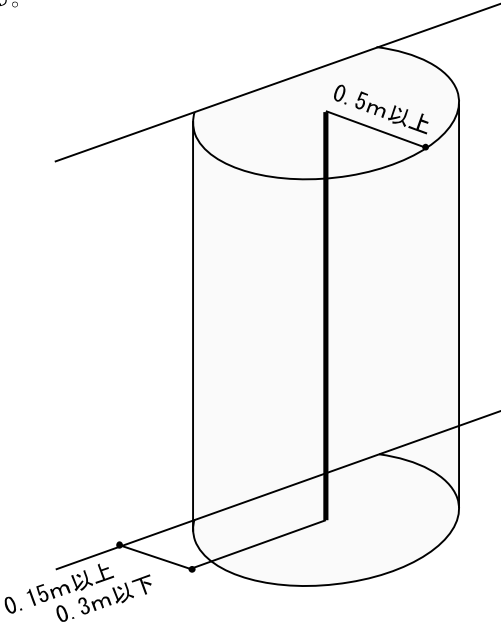
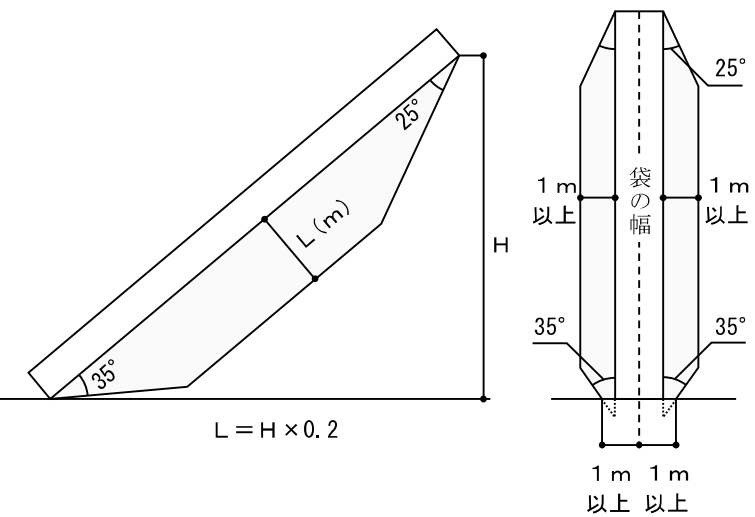
操作面積

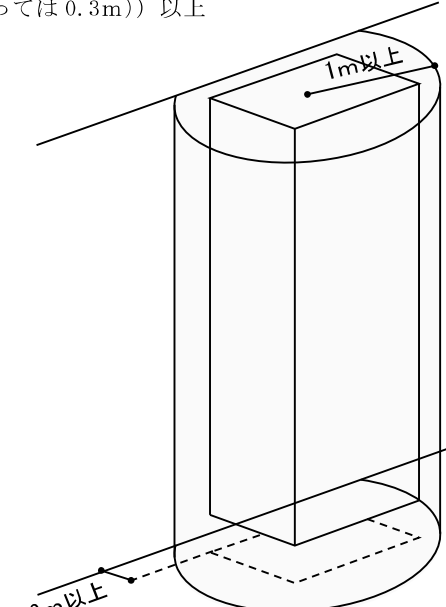
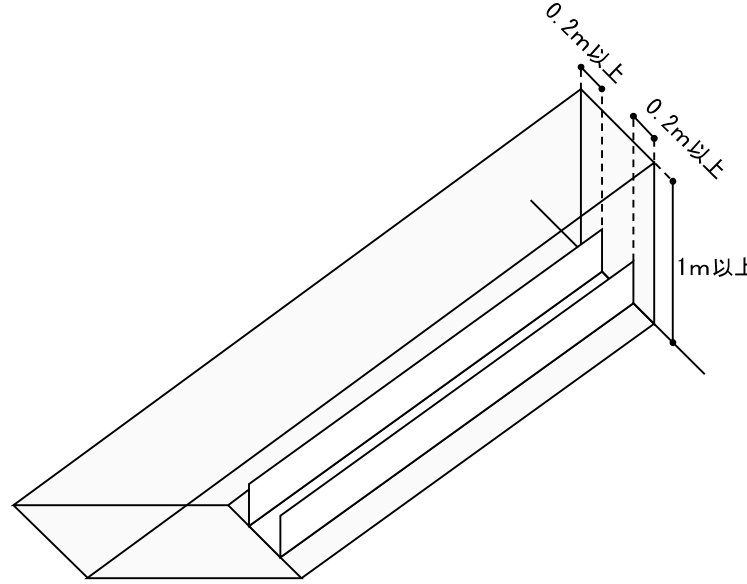
避難器具の種類	取付け部の開口部の大きさ	
<p>○避難はしご</p> <p>○緩降機</p> <p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)</p> <p>○滑り棒</p> <p>○避難ロープ</p>	<p>0.5 m²以上 (当該器具の水平投影面積を除く)、かつ、一边の長さはそれぞれ 0.6m以上であり、当該器具の操作に支障ないもの。</p>	 <p>0.5 m²以上</p> <p>0.6m以上</p>
<p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>幅 1.5m以上、奥行 1.5m以上 (器具の設置部分を含む) ただし、操作に支障のない範囲で形状を変えることが出来るものとし、この場合の操作面積は 2.25 m²以上とすること。</p>	 <p>器具</p> <p>2.25 m²以上</p> <p>1.5m以上</p>
<p>○滑り台</p> <p>○避難橋</p> <p>○避難用タラップ</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さ</p>	

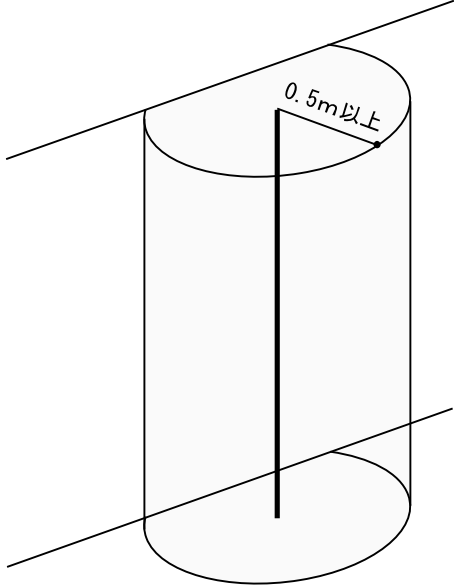
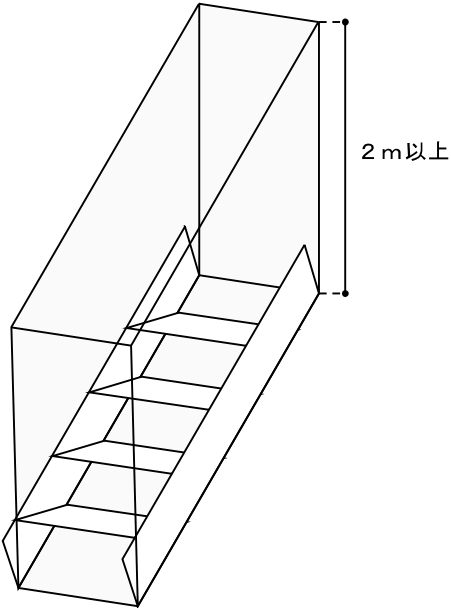
第15-5表

降下空間

避難器具の種類	降下空間
<p>○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>	<p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向（縦棒の数が1本のものについては、横さ んの端からそれぞれ外方向）に0.2m以上及び器具の前面から奥行0.65m以上 の角柱形の範囲</p> 
<p>○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したもの。)</p> <p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したもの。)</p>	<p>ハッチの開口部から降着面等まで当該ハッチの開口部の面積以上を有する角 柱形の範囲</p> 

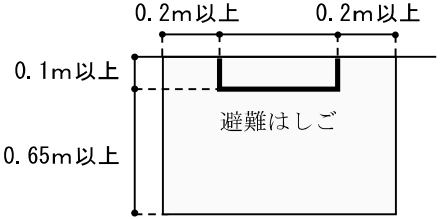
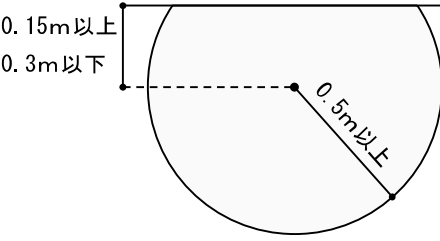
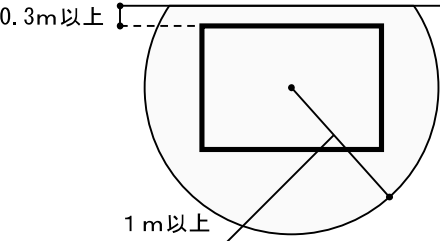
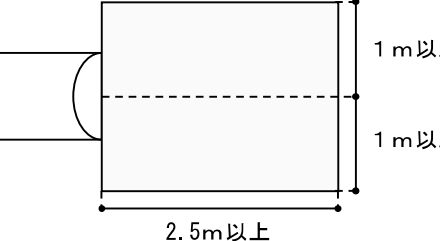
避難器具の種類	降下空間
○緩降機	<p>器具を中心とした半径 0.5m の円柱形に包含される範囲以上</p> <p>ただし、0.1m 以内の避難上支障のない場合、若しくは 0.1m を超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合にあっては突起物を降下空間内に設けることができる。</p> 
○救助袋 (斜降式)	<p>救助袋の下方及び側面の方向に対し上部にあっては 25°、下部にあっては 35° の下図による範囲内</p> <p>ただし、防火対象物の側面に沿って降下する場合の救助袋と壁面との間隔（最上部を除く）は 0.3m（ひさし等の突起物のある場合にあっては突起物の先端から 0.5m（突起物が入口金具から下方 3m 以内の場合にあっては 0.3m））以上とすることができる。</p> 

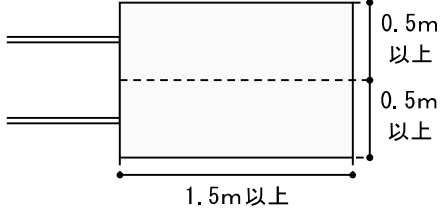
避難器具の種類	降下空間
<p>○救助袋 (垂直式)</p>	<p>救助袋の中心から半径1m以上の円柱形の範囲 ただし、救助袋と壁との間隔は0.3m（ひさし等の突起物がある場合にあつては救助袋と突起物の先端との間隔は0.5m（突起物が入口金具から下方3m以内の場合にあつては0.3m））以上</p> 
<p>○滑り台</p>	<p>滑り台の滑り面から上方に1m以上及び滑り台の両端から外方向に0.2m以上の範囲</p> 

避難器具の種類	降下空間
<p>○滑り棒</p> <p>○避難ロープ</p>	<p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲</p> <p>ただし、避難ロープにあっては壁面に沿って降下する場合の壁面側にあっては、この限りでない。</p> 
<p>○避難橋</p> <p>○避難用タラップ</p>	<p>避難橋、又は避難用タラップの踏み面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上</p> 

第15-6表

避難空地

避難器具の種類	避難空地	
<p>○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>		
<p>○緩降機</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p>	
<p>○救助袋 (垂直式) (避難器具用ハッチに格納したものを除く。)</p>		
<p>○避難はしご (避難器具用ハッチに格納したものを。)</p> <p>○救助袋 (避難器具用ハッチに格納したものを。)</p>	<p>降下空間の水平投影面積以上の面積</p>	
<p>○救助袋 (斜降式)</p>	<p>展張した袋本体の下端から前方2.5m及び当該救助袋の中心線から左右それぞれ1m以上の幅</p>	

避難器具の種類	避難空地	
○滑り台	<p>滑り台の下部先端から前方 1.5m以上及び滑り台の中心線から左右にそれぞれ 0.5m以上の範囲</p>	
<p>○滑り棒 ○避難ロープ ○避難橋 ○避難用タラップ</p>	<p>避難上支障のない広さ</p>	